

# どう育てる 子どもの生きる力

## 犬山市の教育から学ぶ

講師：中嶋哲彦さん（名古屋大学教授・犬山市教育委員）

### 【中嶋先生のお話】

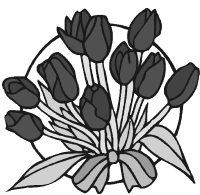
教育再生会議の報告が出ましたが、「こんなのいい加減にしてくれ」と思いますね。こちらも忙しくて仕方がない。反論とか、どう闘うとか考えているうちに次が出てくる。

私は 1955 年生まれ。自民党と同じ年。でも自民党と共に歩んできたとは思っていない。昨年教育基本法の法案が提出され、もがきながら格闘しながら思ったのは、「自分は教育基本法の子として生まれてきたんだなあ」ということ。

小学校の時、朝の集会が終わって教室に帰るとき、行進曲が流れて一列に並んで戻のですが、いつもは「僕らはみんな生きている」というような曲が流れるのですが、ある時「軍艦マーチ」が流れました。すると一人の先生がドーンと放送室へ走って行って、その曲を止めました。教室へ帰ってから先生が「軍艦マーチという曲は今の平和憲法の下での日本という国の学校にはふさわしくない」という説明を生徒にしてくれました。そのようなことをいっぱい経験しました。つまり、一方では平和憲法を持っているということに無神経な行動や反する行動もありましたが、同時にそれに対して声を上げて「だめだ」という先生もいた。憲法や教育基本法を守り、そしてそれを学校現場の中に生かしていこうとする動きと、それを無視する動きや無自覚が学校や社会の中にありました。そういう緊張関係があり、その中で私は育ってきました。

旧教育基本法があった時代も、その法律に完全に守られていたわけではないが、それを生かしていこうという人の努力があって生かされたんだろうと思います。

そうした中で育ってきた私が、法学部・教育学部で教育行法や教育委員会制度のことを学び、将来学んだことを世の中に役立てたらいいと思ってやってきましたが、こういう形で役に立つとは思っていませんでした。まさか教育基本法を改正させないという運動のために努力するのは不本意だと思いました。しかし個人としてみれば、この 1 年ぐらいの間とてもイキイキと生活できましたね。この 1 年で書いた文章の量は、これまでの何年間分の量に匹敵します。自分はこれほど仕事ができるんだ！と思いましたね。でも違った形でイキイキしたかったな。



### 教育基本法の改正で答えが出てしまったわけではない

そうはいくものの教育基本法は昨年改正されてしまいました。でも私はあまりシュンとしていません。1 月 14 日に東京大学でシンポジウムがありましたが、新しくできてしまった教育基本法の下でどんなふうに教育運動を作っていくのかということをめぐる、6 人ぐらいの報告者が立って行いました。

教育基本法は改正されましたが、そのねらいの一つは、時の政権が公教育を自由に操る

権限を手に入れようとしたということだと思います。これまで国民の権利だった教育を、国家が国民を支配したり抑圧したりする時の手段として位置づけようという意図を持って今の条文がつくられた。でも、気をつけていただきたいのですが、今回の改正によって「国家の権限が拡大してしまった」「教育が権利から支配の道具に変わってしまった」とは言っていません。まだそうになっていないからです。政府はそのような意図を持って教育基本法を作り変えようとしたが、旧基本法と同じような言葉を使っています。ちょっとだけ変えています。

それはなぜかというと、

これまでの教育基本法が持っている意味が国民に受け入れられてきているということ。それを無視はできなかった。それを無視して、今の政権が思いのままの法律を作って提出したとしたら、成立しなかったかもしれない。何とか国民に受け入れられる条文のつくりになっている。所々ちょっと変えて、今後ねらいを実現しようとしている。新教育基本法をよく読んでみると、こちらの武器になると思います。国が権限を強化するための手がかりにはしようとしているけれど、それを阻止することはまだまだできる。

教育基本法改正を認めないという運動が大変大きく盛り上がった。今のこの状況の中で国民がそれぞれ自分のできるいろいろな方法を使って、改正しようとする国会の多数派を止めようとした。国会に連日行っていた人もいますし、いろんな地域で集会・学習会も開かれているし、新聞に投書した人もいた。ファックスを送り続けた人もいた。国民の改正反対運動の中で、より良い教育を守って実現していこうとする運動・意思がしっかりと広がったし、次の世代につながったと思いました。

実は、教育基本法を変えた国会内多数派の人たちも怖くて仕方がなかった。だから会期末ぎりぎりまで行った。国会の勢力からすればあつという間に改正されてもおかしくなかったのに、それができなかった。やらせタウンミーティングのように世論を偽造しなければならないほど国民が怖くて仕方がなかった。

改正された事実はあるけれど、改正を許さなかった国民の中に大きな力が蓄えられた。それを今後につなげなければいけない。学力テストや教育再生会議の報告、また今度の国会で出されてくるだろう教育関連法案、そういう動きに対して、それが私たちの願う教育ではないのだということをしっかり対比させていく取り組みが必要。

教育基本法の改正で答えが出てしまったわけではない。答えは、まだどこにも出ていない。



### **人格の完成を目指す教育 国が言っている格差的な学力向上政策ではない**

犬山市の動きもこの教育基本法改正の動きに連動しています。犬山市長の石田さんは保守系ですが、インタビューなどで「教育基本法改正の必要なし」と答えています。教育長は明確に「反対」と言っています。石田さんがやめた後、新しい市長になった田中さんは学力テストを実施すべきという考えの人です。市長と教育委員会が学力テストの実施・不実施をめぐって対立関係になっています。先日の教育委員会会議の冒頭で市長が挨拶しましたが、「市長としての見解を公的に述べました。私は市民によって選ばれた市

長です。教育行政は市長に左右されることなく独立して中立を守って行われるということが制度の趣旨なので、それを教育委員の方たちが言うのは良くわかっているが、市民の声も聞いてください」と言いました。それを言ってすぐに退出してしまいました。

今のところ教育委員会がリードしていますが、そのうち罷免されるおそれがありますね。ただし、学力テストを実施しないという理由だけでは罷免できない。

それに対し私たちはどう行動するかというと、我々は大義に立つ。私たちの正論を言い続ければよい。仮にそれで罷免されるようなことがあれば世間が許さない。

そのような中で、私たち 5 人の教育委員がなぜ頑張っているのか。

人格の完成を目指す教育。教育基本法第 1 条に書かれている言葉ですが、教育というのは学力を向上させることだけが目的ではないということ。人間をまるごと育てるとするのが教育。一人ひとりの子どもの学びと育ちをどう保障するかということが課題。そういう教育を私たちはしていきたい。教育委員会は地方公共団体の行政機関ですから、憲法・教育基本法に基づいた活動を行わなければならない。

人格の完成を目指す教育、国が言っている格差的な学力向上政策ではないということをもう少しくだいていうと、基礎学力の平等保障ということになる。教育再生会議の報告の中には「伸びる子は伸ばせ」と書いてある。公教育としての義務教育の段階で最も意を注がなければならないのは、基礎的な学力をすべての子どもに平等に保障することです。そのことからぶれてはいけません。

平等を保障するということが、あたかも教育委員会や学校・教師が子どもに対して保障するという一方的な関係でいいのだろうか。学びや育ちは行政や学校・教師が子どもに対して一方的に提供するものではない。学ぼうとする、育とうとする本人たちの中で起きていること。学びというのは主体的な行為。その中でお互いの関係、学び合っていく関係を作り出すことで、初めて学びが成立する。普通人間が生きていくときには、お互いに学びあい、育ち合い、助け合いしている。学校の中での学びや育ちは一方的なものになりがち。それを修復していかなければならない。基礎学力を平等に保障していくという責任の果たし方は、子どもの中での学びあい・育ちあいが成立するように方向づけるというやり方でなければならないのではないか。

だから少人数学級なんです。今まで言ったような教育をつくっていくためには、どういう学級であったらいいのかというと、クラスのサイズで言えば 30 人を切るような学級。少人数学級にすると先生が目が行き届いて、一人ひとりの子どもをよく指導することができるという意見がありますが、それは違うのではないか。先生が目が行き届いて、一人ひとりを個別に指導できるというのは、それは嘘です。一人ずつに配慮をするということではできませんが、子ども同士の学びあいを教師が組織していくことで手厚い学習が行われるようにする、その道

しかありません。



### **指導方法や教材をめぐる議論ができるような状況を作り出していかなくは**

犬山の先生たちはいろいろ考えて取り組んでいます。小グループをつかって、先生が提起した問いに対して生徒たちが一緒に考える。そんな時に小さな黒板に書きながら考えあったほうがいいのかという子どもたちの意見が出てきて、先生たちは小さなホワイトボ

ードを買ってほしいと予算請求する。いろんな工夫をしている。通知表の中に「わからないことを聞くことができる」という項目を作って、そのことを評価する学校もあります。わからないことを聞くことは恥かしいことではない。わからないということで、わかっている子どもに「本当はわかっていないよ」と教えることもある。そういうことを大事にしていくべきと考えている学校も出てきている。

少人数の学級で協同の学習を作り出していこうとすると、これまでの一斉指導の方法が通用しなくなる。新しい方法を考えなくてはいけない。先生方も学びあわなければいけなくなった。これは教育委員会の作戦です。先生方の中で授業をどうするか、指導内容をどうするかということをめぐって、職員室などで話ができる学校にしたいと思いました。多忙でなかなかできないという中で、先生方がお互いにバラバラになってしまって、どんな指導方法をとっているか、どんな教材を使っているかということ进行交流し合おうという意識も萎え始めている。そのことを心配していました。ですから、指導方法や教材をめぐって議論ができるような状況を作り出していかななくてはならないと考えました。それから副教材を理科・社会・国語、犬山市独自でつくりましたが、優秀な子をもっと引き上げるための教材を作ったのではなく、教科書には訳のわからない説明のところもあります。そこをわかりやすくしたのをつくったのです。その中には、少人数授業で使えるためにより難しい問題が入っていたり、より基礎的な問題を絡めるものも入っています。教材作りをすることで先生方の学びあいを組織していこう、保護者もその中に入ってもらうと考えました。副教材の原稿ができた段階で、それを小学校の教員全部と中学校のその教科に対応する教員全部に、学校によっては全保護者、それができないところはPTAの学級委員分を作って配り、修正意見を募集しました。算数は700件、理科は1000件、意見が集まりました。当初先生方は、「副教材作りは私たちの仕事じゃない」と言うんです。しかし、実際に作ってみると、作った先生方が「これは教師の仕事だということがわかりました」と。教育内容が教科書によって確定されてしまって、副教材というのは買ってきて使うものだという状況を変えていく。これは教師がものを言っているんだ。保護者だって「こうしてくれ」と言っているんだ。そういう状況を作り出していくというのは、教育を地方自治的に運営していくときの出発点なのではないかと思えます。



### **出発点は、**

**自分たちの町の子どもたちをどうやって育てていくかという具体的なところから...**

当初犬山でも「教育の地方自治」という言葉を使えませんでした。保守系の下での教育委員ですから、あまり先鋭なことを言っても浮いてしまいますから。なるべく他の人たちも納得できるような言葉を使おう。そうしたらどういう表現をしますか？ 考えに考えて、「犬山の子は犬山で育てる」と言ってみようと考えました。そうしたら、市長が気に入ってくれました。「犬山の子は犬山で育てる」ということの意味は、「愛知県教育委員会も犬山の具体的な教育活動に対しては口出しできませんよ」「教員人事については犬山市のイニシアティブが動かなくてはいけない」「教員の研修や少人数学級などは、犬山市がお金を出せばそれをとめる権限は県にはない」ということなんです。自分たちの

意思で、自分たちのお金を使ってする以上、それは口出しできませんという意味なんです。そういうことを繰り返し、繰り返ししていく中で、地方自治の実質ができていきました。実質ができてしまえば、こっちのもの。「こういうことを学会では教育の地方自治というんですよ」と言って、短い表現をした方がいい時は、こちらの言葉を使おうかと。「教育の地方自治」という言葉が一定程度定着すると、今度はそれに基づいてものが考えられる。出発点は、自分たちの町の子どもたちをどうやって育てていくかという具体的なところから入って行って、その形ができてきたら、今度は「自治」とか「国民主権」とか「権利」とか、そういう言葉にそこで置き換えていく。そこにしっかりした言葉が与えられれば、その与えられた言葉によって、今ある現実がもっと意味を高めていく。

### **「教育振興基本計画」を私たちの手でつくってしまえばいい**

そのように大義を持つ側はゆとりを持って、相手のわかる言葉で変えてあげることで相手を巻き込んでいくことは大切なことです。松戸市もなかなか厳しい地方教育行政の状況にあるようですが、正論を言うことによって多数派を形成していくことが大事だと思います。その時、あらゆる手段を使うべき。政府が意図を持って作った教育基本法でさえも使うべきではないか。利用できるものはすべて利用する。黙っていれば新しい教育基本法は政府の道具になってしまう。好き勝手にできる道具にさせてしまうのではなく、少なくともそういう道具にはさせない、できることならこちらの道具にしてしまう。

一つだけ言うと、第17条に盛られている「教育振興基本計画」、これは政府が教育の機会均等・教育水準の維持向上を目的として、総合的な計画を立てそれを実施していくというもの。それをつくることになっているが、それだけしか書かれていない。この計画は政府が決めることになっているが、地方自治法によって、教育は地方自治に任せられています。そのことを根拠にして、教育は地方自治体の仕事（＝地方自治事務）に位置づけられている。地方自治体の仕事に関する基本計画を立てるんだから、国が勝手に作るわけにはいかない。まずは、地方公共団体の意見を聞いて、振興基本計画をつくるのが当然ではないかと、言えるはずだし、それを言うべき。私たちの意見を聞けと。それだけではなくいっそ「教育振興基本計画」を私たちの手でつくってしまえばいい。こういうことを基本計画の中に入れるという文章を作っていけばいい。それを無視したり、



それに反するようなことを決めたら、「教育は地方自治だといいいながら、どうして地方の意見を聞かないのか」という反応をすればいい。そういう使い方をしていったらどうか。そうすれば、新教育基本法だって、私たちがよりよい教育を作っていくための道具・手段になっていく。

### **学力テストを何のために実施するのか**

2004年に、当時の文科大臣中山さんが、「甦れ、日本！」というレポートを「経済財政諮問会議」に提出しました。その中で、「国家戦略としての教育、国際的「知」大競争時代にこれから入っていく、各国とも国家の命運をかけて教育改革を推進していく、だから日本でも教育改革が必要だ。義務教育改革は当面2年間で仕上げていく。」と言って、その2つ目のところで、学力の向上を打ち出した。つまり国家戦略で学力を向上させて

いく。世界でトップの学力を目指していくと言い、その手立てとして競争意識の涵養、全国学力テストの実施と言った。学力を向上させなければいけないので、そのためには児童・生徒に競争意識を持たせなければいけない。この報告書の説明の中で「子どもの数が減っていくので、選ばなければ全員が大学へ入れるようになってくる。そういう中で若者の競争意識が低下していく。だから学力テスト、競争意識の拡大・強化が必要だ」と言っています。子どもは競争させれば勉強する、学力が向上すると思っているんですね。好きなことはちゃんと身につく。競争しなくても。

この報告を経済財政会議が認めてしまったので（2006年3月報告書）文科省は従わざるをえなくなった。だから学力テストを実施しなくてはならなくなった。そこで、文科省はその理屈を考えなくてはならなくなった。2006年6月20日に文科省の中で「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」をつくりました。

そこに示された目的は、

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育および教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

中山さんと文科省とでは、学力テストを実施する理由が違います。しばしば学力テストに関係する人たちは好きな方をとっているんです。それぞれが自分の納得しやすい理屈を見つけてはそれで説明しています。

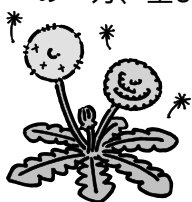
また、「過度の競争や序列化をあおってはいけない」とも言っています。学力テストを行うが、そのことによって子どもや学校の序列化や競争意識を過度に高めることがあってはならないと。各学校ごとの結果の公表、市町村ごとの結果の公表を行うと、それぞれの競争が激しくなってしまうのでそれは行わない。市町村教育委員会も自分が管理している学校についての結果の公表もしてはいけない。でも、住民に対する説明責任を果たすために自らの市町村の点数を公表してもかまわない。学校も自らの判断で平均点を出すことはかまわないと。

「規制改革・民間会報推進会議」は昨年12月25日に、第3次答申を出しており、その中で「学校選択制の導入」「バウチャー制度」そして「学力テスト」のことに触れています。

「学力調査結果はあくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として学校選択のための基本情報となるものであり、教育サービスを受ける学習者及び納税者に対する説明責任の観点からも学校ごとの結果を公表すべきと考える。また、噂や風評に依らない学習者の公正な選択を促すために、学力調査結果を含めた客観的な情報を十分に公開し、その一方、望ましい評価が得られなかった学校に対しては様々な教育支援を並行して行う必要がある」

こちらの会議では、学校選択のため情報提供が必要だから、出すのが当然と言っています。

一般的に言って、より困難を抱えている学校に対してサポートをしっかりすることは当然必要なことです。アメリカで1960年代にそういう政策を



とっていました。ある基準を超えて貧困層の子どもがいる学校に対して特別な援助をするという政策をとりました。そういうやり方をするのは大事なことです。現在のアメリカでは、学力テストの平均点がある基準を下回った学校に対しサポートするという施策をとっています。3度までサポートするけれど、それでも改善しない学校は、校長・教頭・教員全部クビにしてしまう。あるいは民営化してしまう。

日本はいきなりそこまでは行かないだろうが、いったいどういう支援をするのだろうか。その町や学校が自主的な判断で改善を図ることができる仕組みなのだろうか。改善の仕方を強制する仕組みなのだろうか。何も書いていません。

ある意味では競争的な教育をあおっていくという効果を持ち、学校の序列化が行われ、その中でバウチャー制も入ってくる。バウチャー制が入ってくると、それはいずれ公立学校の民営化まで行ってしまふ。そういうものが混合されて、効果を持つ。その時に、学校をそれなりに客観的に評価したらこうなった、その結果なんだからやむをえないという状況を作り出すために学力テストが行われる。だから学力テストはいろいろな意味を持つ。競争させる 学校を評価し、それを選別し、格差づけしていくための基準を得るためのテスト 学力テストの内容にあわせた教育をするようになってしまふ。

### **「行政機関個人情報保護法」を全く無視**

今回テストは「全国学力・学習状況調査」と言っ、学習状況のアンケート調査もします。小学生には92項目のアンケート、中学生は93項目。その中には、「あなたの家には参考書や教科書・漫画以外に本が何冊ありますか」という質問があります。何を聞いているかという、家庭の文化状況です。社会学者が各世帯の文化的な階層グループをつくる時に使う質問です。「あなたは家の人と次のことを一緒にしますか」という問いがあり、その回答として「美術館や劇場などに行って芸術鑑賞をする」「旅行する」などの選択肢があります。その他にも「あなたはお父さんやお母さんから大事にされていると思いますか」とか、「物事をやり遂げて満足したことがありますか」というような質問があります。保護者との人間関係がどのようになっているか、自分自身に対するどのような評価を持っているか、内心に入って聞いています。これはアンケート調査です。解答用紙に、組・出席番号・性別を書く欄があります。小学生用には名前を書く欄もあります。つまり誰かが特定できる。するとこれは個人情報です。個人情報を集めるときには、「行政機関個人情報保護法」に「行政機関がその情報を集める根拠を明確にしなければならない。その目的も明確にしなければならない。その上で、文書で集める場合には、本人の同意を必要とする。」と定められています。文科省はそうした手続きを全く踏んでいません。「行政機関個人情報保護法」を全く無視しています。これは法令違反のおそれがありますね。市町村の教育委員会もそれを手助けすることになりますが、全く念頭にないでしょう。そこは攻めどころです。